

## アスリート委員会規程 細則

### (目的)

第1条 この細則は、全日本柔道連盟アスリート委員会規程（以下「規程」という。）に基づき、規程を実施するために必要な事項を定め、事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

### (委員)

第2条 規程第3条に規定する委員のうち、元・現強化選手については必ず男女各1名以上の現役選手を選出し、形競技・視覚障害柔道については各1名以上の現役選手を選出するものとする。

2 元強化選手のうち、過去4年以内にA強化選手、B強化選手に該当しない者については、現役選手の心境や環境等を理解できる立場の者をバランスよく選出するものとする。

3 委員となる資格年齢は20歳以上とする。

第3条 規程第4条第1項に規定する次期委員の決定方法は、立候補者及び推薦者から提出された書面に基づいて選考委員会が厳正な判断の元に決定を行う。

2 規程第4条第2項に規定する外部委員は、アスリート委員以外の有識者とする。

### (改正・廃止)

第4条 この細則の改正及び廃止については、アスリート委員会が行うものとする。

### 附 則

この細則は、平成26年10月16日から施行する。